

# 第 3 次室蘭市男女平等参画基本計画 (素案)

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の性格	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画の期間	
5. 計画の体系	
6. 成果指標	
第2章 計画の内容	7
基本目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識づくり	8
基本方向1 男女平等参画の意識づくり	8
基本方向2 男女平等参画の視点にたった学習の推進	11
基本方向3 働く場における男女平等参画の推進	13
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）	15
基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	15
基本方向2 家庭生活と職業・地域生活の両立支援	16
基本方向3 働く場における労働環境の整備	19
基本方向4 防災分野における男女平等参画の推進	21
基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成	22
基本方向1 あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）	22
基本方向2 子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせる社会	24
基本方向3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利	27
基本目標Ⅳ 国際協力と国際交流の推進	28
基本方向1 国際的な視野からの連携と相互協力の推進	28
第3章 計画の推進	29
参考資料	31

# 第1章

計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法には、すべての国民に基本的な人権の尊重と法の下での平等が謳われ、それに伴い、男女平等社会に向けて様々な法律の整備や制度の改革が進み、1999年（平成11年）にはあらゆる分野で男女が共同に参画できる社会の形成のため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これらを受けて、室蘭市では、だれもが性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、責任を分かち合い、主体的に行動ができる社会の実現を目指して「室蘭市男女平等参画基本計画」を2004年（平成16年）に策定し、4つの基本目標の下、男女平等参画情報誌「アバンセ」の発行や、男女共生セミナーの開催等、多くの事業を展開し、行政・市民・企業がそれぞれの役割を担いながら協働して取り組みを進めてきました。

また、この間に、庁内連絡組織である「室蘭市男女平等参画推進本部」を立ち上げた他、男女平等参画社会の実現を目指す公益的な活動を継続的に推進する団体の活動拠点とするため、胆振地方男女平等参画センターに男女平等参画推進プラザを設置し、情報交換の場や交流の場として活用するなど、推進体制の整備を進めてまいりました。

これらの取り組みにより、男女平等参画への意識は少しずつ社会に浸透し、2023年（令和5年）2月に実施したアンケート調査によると、女性が職業を持つことについて肯定的な意見が増加しているなど、女性の職場進出や地域活動への参加が進んでいることがうかがえます。

しかしながら、市民の意識や行動、社会の慣習、慣行の中には男女の役割に対する固定的な考え方が未だに根強く残されており、また、各種審議会・委員会等（地方自治法 第180条第5項及び第202条第3項に基づく審議会・委員会）への女性登用率は2022年（令和4年）4月時点で20.5%と、目標である30%に達していないことなど、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とは言えず、男女平等参画社会を実現するための課題は依然として残されております。

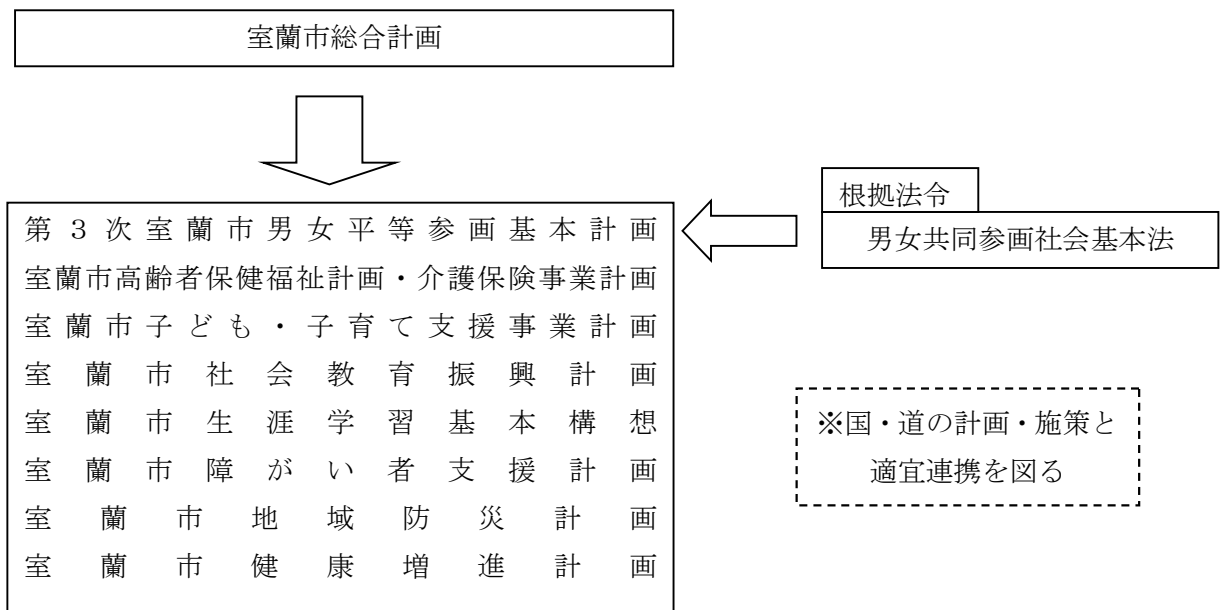
また、2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活においてより一層活躍することができるよう、国や地方公共団体、民間事業主に対し、環境を整備するための責務が定められました。

これらの社会情勢の変化や前計画の各施策の実施状況、国・道の動きのほか、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、第3次室蘭市男女平等参画基本計画を策定いたします。

## 2. 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法の理念を尊重し、男女平等参画社会の実現に向けた基本指針として、市政の各分野における関連施策を計画的に推進するために必要な事項を明らかにするものです。
- (2) 室蘭市総合計画の個別計画としての性格を有するものです。
- (3) 市民や民間団体、企業の理解や協力を得ながら協働して推進するものです。
- (4) アンケート結果や市民団体からの提言等、市民の意見を尊重して策定しております。

## 3. 計画の位置づけ



## 4. 計画の期間

2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までのおおむね10年間としております。ただし、国・道の動向や社会情勢の変化に応じ、市民アンケートの実施等、5年間で見直しについて検討します。

## 5. 計画の体系

基本目標	基本方向	施策の方向
I 男女平等参画の実現に向けた意識づくり	1. 男女平等参画の意識づくり	(1) 広報と啓発活動の充実 (2) 調査の充実 (3) 情報収集・提供の充実
	2. 男女平等参画の視点に立った学習の推進	(1) 家庭における男女平等参画学習の推進 (2) 学校等における男女平等参画学習の推進 (3) 社会における男女平等参画学習の推進
	3. 働く場における男女平等参画の推進	(1) 職場における男女平等参画意識の推進 (2) 雇用における機会均等の意識づくり
II あらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性登用促進 (2) 企業・各種機関・団体等への女性の参画促進 (3) 市における女性職員の職域拡大と登用促進
	2. 家庭生活と職業・地域生活の両立支援	(1) 育児や介護への支援体制の充実 (2) 家庭生活への男女平等参画の促進 (3) 地域活動に参画できるための環境整備の促進
	3. 働く場における労働環境の整備	(1) 職場における男女平等参画の確保 (2) 女性の就業機会の拡大 (3) 再就職希望者や非正規労働者等への支援・相談体制の充実
	4. 防災分野における男女平等参画の推進	(1) 防災分野における女性の参画拡大 (2) 防災現場における男女平等参画の推進
III 人権が尊重される社会の形成	1. あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）	(1) あらゆる暴力の根絶に対する取組の充実 (2) 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透
	2. 子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせる社会	(1) 生涯学習機会の提供と充実 (2) 健康づくりの推進 (3) 生きがいと社会参加の促進 (4) 介護サービス等の整備 (5) ひとり親家庭や障がいのある人の生活支援 (6) 相談支援体制の充実 (7) ひとにやさしいまちづくりの推進 (8) 性の多様性を尊重するための支援・環境整備の推進
	3. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利	(1) 「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及促進 (2) 女性の健康を脅かす問題への対策の推進 (3) 妊娠、出産等に関する健康支援 (4) スポーツ分野における男女平等参画の推進
IV 国際的協力と国際交流の推進	1. 国際的な視野からの連携と相互協力の推進	(1) 国際理解教育の推進 (2) 市内に居住する外国人との交流促進

## 6. 成果指標

国の第5次基本計画では実効性のあるものとするため、各重点分野において成果目標が示されています。これを参考とし、室蘭市における男女平等参画社会の形成状況を把握するため、以下の通り成果指標を設定します。

### ＜基本目標Ⅰ＞ 男女平等参画の実現に向けた意識づくり

項目	現状値	目標値
家庭生活において男女が平等に参画していると考える人の割合	28.5% (2023年2月市民アンケートより)	50%
地域活動の場において男女が平等に参画していると考える人の割合	19.7% (2023年2月市民アンケートより)	50%
職場において男女が平等に参画していると考える人の割合	21.1% (2023年2月市民アンケートより)	50%
男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	26.4% (2023年2月市民アンケートより)	10%以下
「男女平等参画」という用語の周知度	80.6% (2023年2月市民アンケートより)	100%

### ＜基本目標Ⅱ＞ あらゆる分野への男女平等参画の推進

項目	現状値	目標値
審議会等委員における女性登用率 ※地方自治法第180条第5項及び第202条第3項に基づく審議会・委員会	18.9%	30%
男性も育児休業や介護休業について、積極的に取るべきと考える人の割合	26.1% (2023年2月市民アンケートより)	50%

### ＜基本目標Ⅲ＞ 人権が尊重される社会の形成

項目	現状値	目標値
家庭内暴力（DV）の周知度	97.4% (2023年2月市民アンケートより)	100%
性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の周知度	86.1% (2023年2月市民アンケートより)	100%
性的少数者について「知っている」と答えた人の割合	50.4% (2023年2月市民アンケートより)	100%

※目標値は計画期間内に達成を目指す水準であり、男女平等参画社会を形成するうえでの最終目標ではなく、また、それぞれの自律的行動を制限するものではありません。

## 男女平等参画社会とは？

男女が、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会のことで、男女の生物学的な違いを否定し、男女を画一的に扱うという意味ではありません。

## 男女“平等”参画？ 男女“共同”参画？

男女共同参画社会基本法で規定する「男女共同参画社会」は「男女平等」を前提とした上で目指すべき社会であり、「男女平等」でない状態で、単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう本市では名称を「平等」としました。

## 参加と参画の違い

「参加」とは単に仲間に加わる事を意味しますが、「参画」は積極的・主体的に企画や決定へ意見を反映させていくことを意味します。

## SDGs（持続可能な開発目標）とは？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）別ウィンドウで開くの後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





# 第2章

## 計画の内容

## 基本目標 I 男女平等参画の実現に向けた意識づくり

性別にかかわらず誰もが互いに一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女平等参画社会を実現するための基盤となるものです。そのためには、家庭・職場・学校・地域などいずれの場においても、男女平等参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取り組みにより意識改革を進めます。

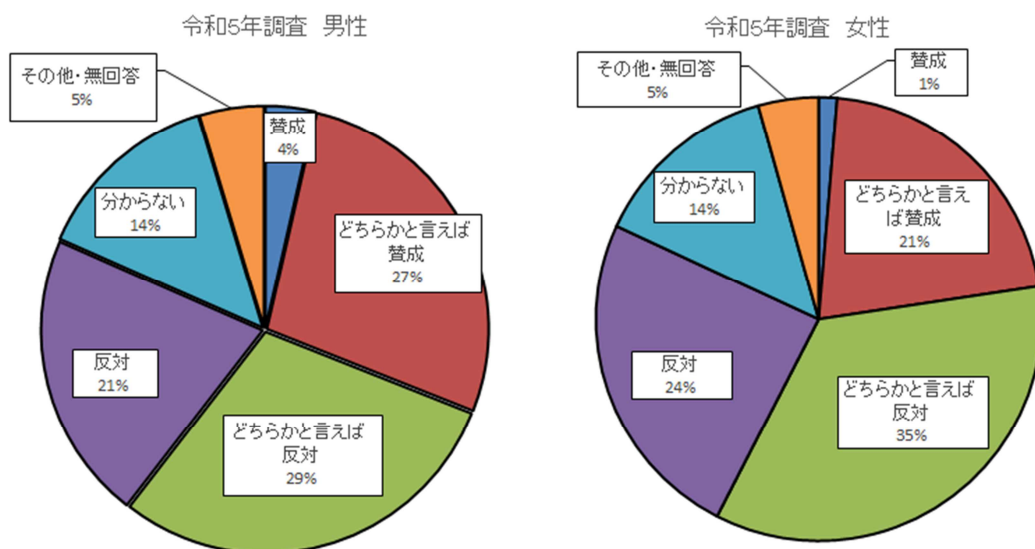
### 基本方向 1 男女平等参画の意識づくり

市民アンケートの結果によると、人々の意識の中には「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに20%以上が「賛成」という意識があります。(図1) また、男女平等参画という用語は知っているが、意味は知らない人が41%(図2)いることがわかりました。

「男女平等参画社会」とは男女の社会における活動の選択に対して中立的であることで、男女それぞれの個性を尊重し、主体的な行動ができることであり、これを実現するためには、固定的な性別役割分担意識など、人権に関する問題意識を啓発し、男女平等参画に関する知識を深め、定着させることが重要です。

そのため、男女平等参画に関して正しい知識を深めるための広報・啓発活動の充実、男女平等参画に関する意識調査や統計データの作成、他市の現状の把握等といった調査の充実に加え、これらを公開・周知することで情報提供を図ります。

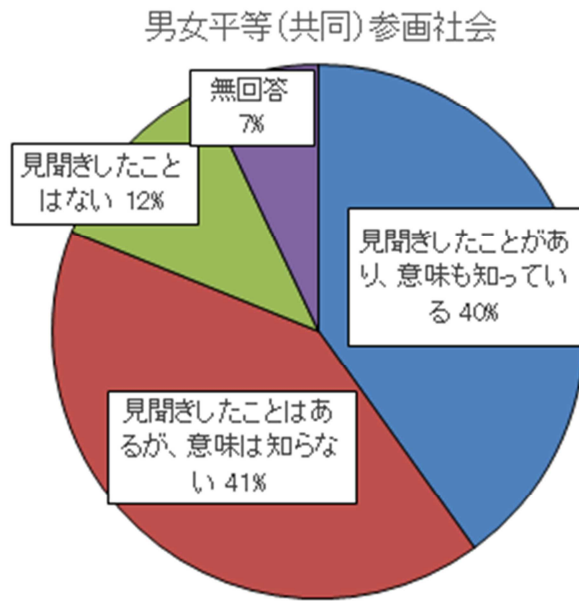
Q あなたは「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についてどう思いますか。



※令和5年2月市民アンケート調査より

図1. 室蘭市における固定的な性別役割分担意識について

Q「男女平等（共同）参画社会」という言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。



※令和5年2月市民アンケート調査より

図2. 室蘭市における男女平等参画意識調査について

施策の方向(1) 広報と啓発活動の充実		主な担当課
①	「男女共同参画週間」などの多様な機会を通じ、だれもが男女平等参画に対して理解を深めてもらうための啓発活動を推進します。	地域生活課
②	男女共同参画社会基本法を始め、男女平等参画に関係した法令や条約に関する理解の促進を図るため広報、啓発活動を推進します。	関係各課
③	男女平等参画を推進する学習グループの育成や活動団体のネットワーク化を図り、男女平等参画意識の高揚を図ります。	地域生活課
④	胆振地方男女平等参画センターなどにおいて、男女平等参画に関する学習会などを行うとともに、同センター職員の研修参加を呼びかけ、活動拠点施設として一層の充実に努めます。	地域生活課
⑤	性別に基づく固定観念にとらわれない表現に配慮するとともに、シンボルマーク、キャッチフレーズを活用し、ジェンダーにとらわれない考え方を促進します。	地域生活課
施策の方向(2) 調査の充実		主な担当課
①	男女平等参画などに関する調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。	地域生活課

施策の方向(3) 情報収集・提供の充実		主な担当課
①	胆振地方男女平等参画センターなどを拠点として、男女平等参画に関する情報収集・提供の充実に努めます。	地域生活課

◎シンボルマークとキャッチフレーズ

室蘭市では、男女が互いに尊重し、性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を発揮できる男女平等参画社会の実現に向けて市民に関心を持ってもらうため、親しみやすいキャッチフレーズとシンボルマークを2002年に公募決定しました。

室蘭市御前水中学校2年生の作品(男子)



●シンボルマーク

●キャッチフレーズ  
なくそう  
「男だから女だから」  
室蘭市立天沢小学校6年生の作品(男子)

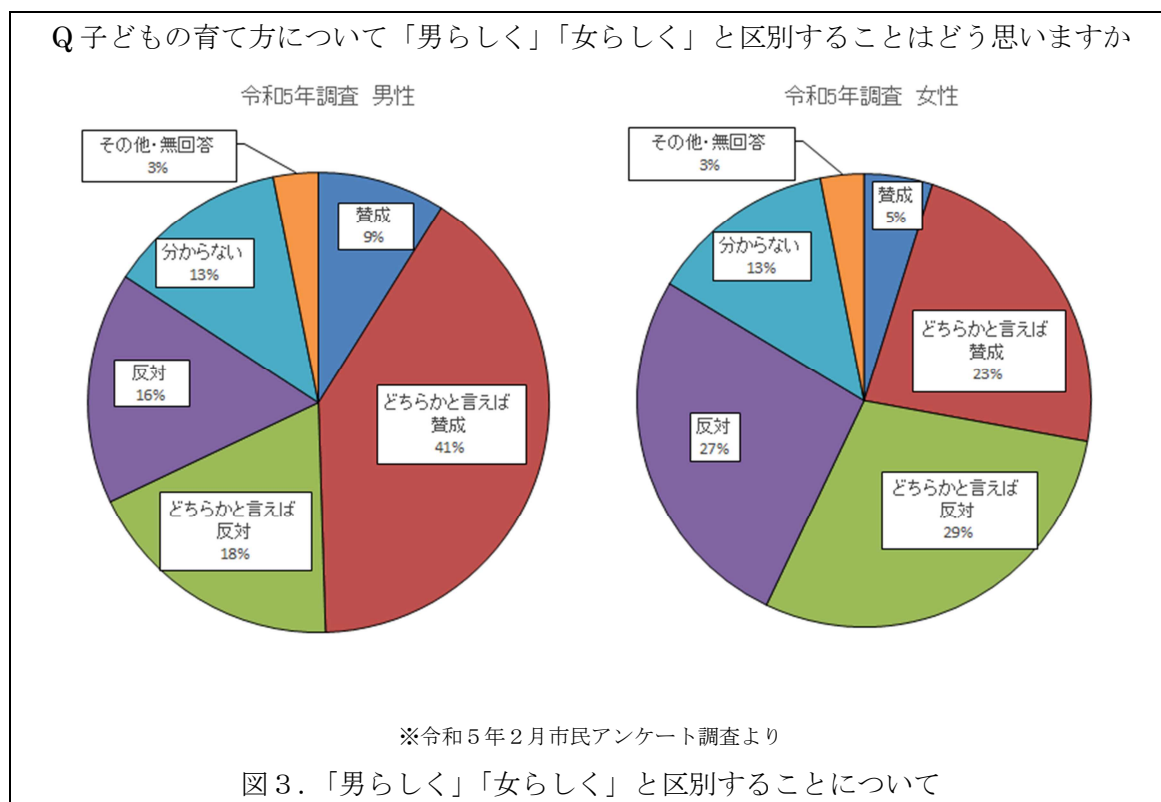
## 基本方向2 男女平等参画の視点に立った学習の推進

家庭、学校、社会などで行われる教育や学習は、人間形成において、こうした一人ひとりの自立とともに、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育む上で、重要な役割を果たしています。

家庭においては、親の意識や生活態度が子どもに大きな影響を与えます。特に、「男の子だから、女の子だから」といった、性によって区別したしつけなどは、個性を育てる上で大きく影響するとともに、子どもの可能性を狭めることにもつながり、市民アンケートの結果によると、子どもの育て方について「男らしく」「女らしく」と区別することについて、男性の34%、女性では56%が「反対」という意見になりました。(図3)

また、学校教育は、青少年の成長や自立した社会人となるために大きな影響を与えます。次代を担う児童生徒に対し、教育全体を通じ、男女平等意識の高揚や相互の協力、理解についての指導の充実を図ることが重要です。さらに、社会においても、男女平等参画社会の意義について理解を促進する上で、生涯学習の振興は重要な意義を持ちます。

そのため、家庭、学校、社会における男女平等参画学習の推進を図ります。



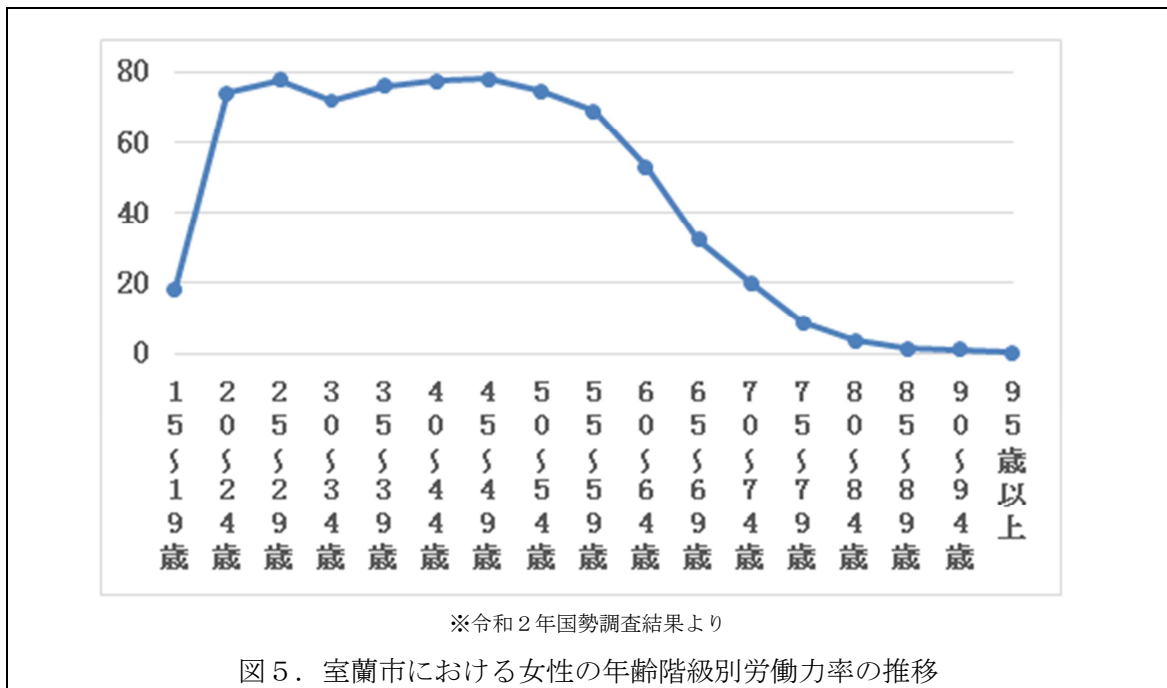
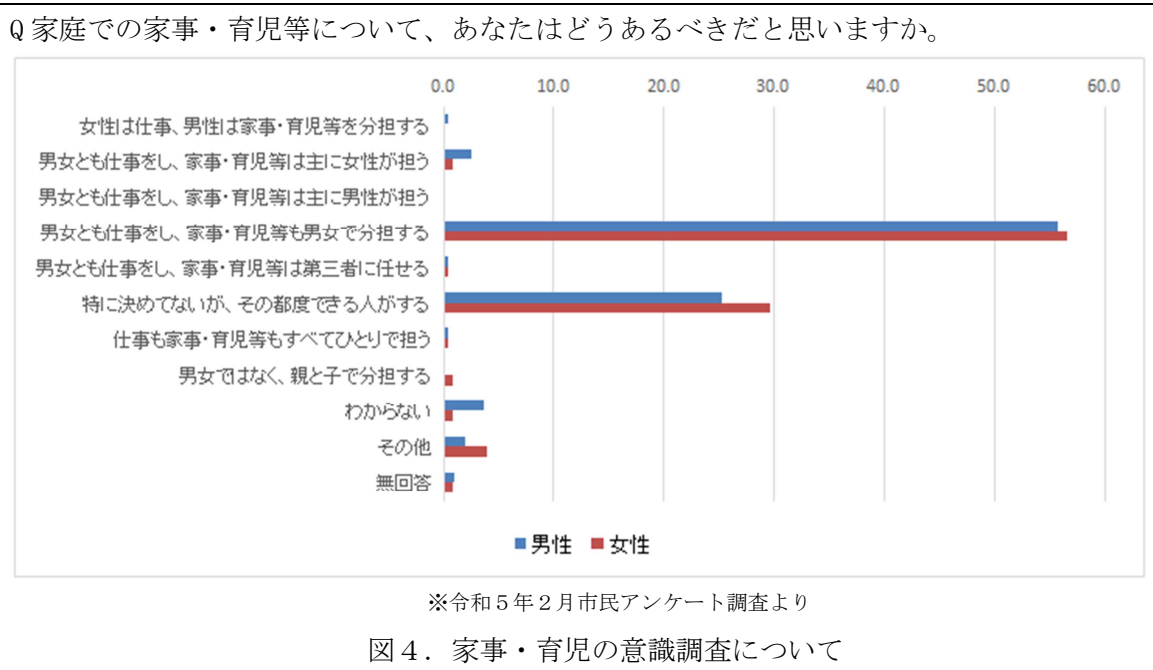
施策の方向(1) 家庭における男女平等参画学習の推進		主な担当課
①	社会の慣習・慣行にとらわれない、個性の尊重や男女平等参画の観点に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。	地域生活課 子育て支援課
②	家事・育児・介護等の家族的責任を、男女が共に担っていくという、意識の醸成を図る学習の充実に努めます。	関係各課
施策の方向(2) 学校等における男女平等参画学習の推進		主な担当課
①	性別にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、自立能力を高める指導を促進し、男女平等参画についての学習の充実を図ります。	(教)指導班 健康推進課
②	男女を問わず食に関する知識や、望ましい食生活を身につけるため、食育についての学習を行います。	教)指導班
③	教職員や関係者に対して、人権の尊重や男女平等参画に関する研修を行い、ジェンダーにとらわれない指導を促進します。	学校教育課
④	児童・生徒に対する人権の尊重や男女平等参画に関する図書等の資料提供の充実に努めます。	図書館
⑤	校則や学校生活の在り方について、人権の尊重の視点から男女平等参画教育の推進に努めます。	(教)指導班
施策の方向(3) 社会における男女平等参画学習の推進		主な担当課
①	男性が男女平等参画意識を高め、家事・育児などの家庭管理能力を習得することができるよう、学習機会の充実を図ります。	子育て支援課 健康推進課
②	各種団体や関係機関等に対して、人権の尊重や男女平等参画社会について理解を深める学習機会の充実及び促進に努めます。	地域生活課
③	男女平等参画社会に関する認識を深めるために、胆振地方男女平等参画センターや生涯学習関連施設などで講座等の充実を図るとともに、指導者の育成に努めます。	生涯学習課 地域生活課

### 基本方向3 働く場における男女平等参画の推進

市民アンケートの結果によると、男女ともに「男女ともに仕事をし、家事・育児等も男女で分担する」が50%以上あり、1986年（昭和61年）に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）が施行されたことにより、職場に進出して社会で活躍する女性が増えてきました。（図4）

しかしながら、依然として結婚や出産を機に職場を離れてしまう30代女性が多い状態です。（図5）

このような固定的な性別役割分担意識を是正するため、社会で活躍する女性の事例などを示し、女性労働力の活用の重要性や、仕事と家庭を両立できる環境など、男女平等参画に関する意識を啓発します。



施策の方向(1) 職場における男女平等参画意識の推進		主な担当課
①	職場における男女平等参画に対する理解を深め、性別役割分担意識の是正を図るため、企業等への意識啓発の促進に努めます。	産業振興課 地域生活課
②	働く女性に対して、労働に関する多様な情報を提供し、女性の職業能力や職業意識の向上に努めます。	産業振興課 地域生活課
③	育児・介護休業などの制度を積極的に活用している企業や男女平等参画の意識づくりを進めている企業を、国・道で行われている表彰に推薦するなど、意識の醸成を促進します。	産業振興課 総務課
④	市職員における男女平等参画意識啓発のための研修や学習等の機会を充実し、市民のモデルとなるよう努めます。	職員課
施策の方向(2) 雇用における機会均等の意識づくり		主な担当課
①	男女平等参画の認識が進むよう、採用・昇任等における男女の機会均等や待遇の改善など格差是正のため、企業へ働きかけます。	関係各課
②	男女雇用機会均等法などについて企業及び市民に広く周知し、雇用における男女平等参画の意識啓発を促進します。	関係各課

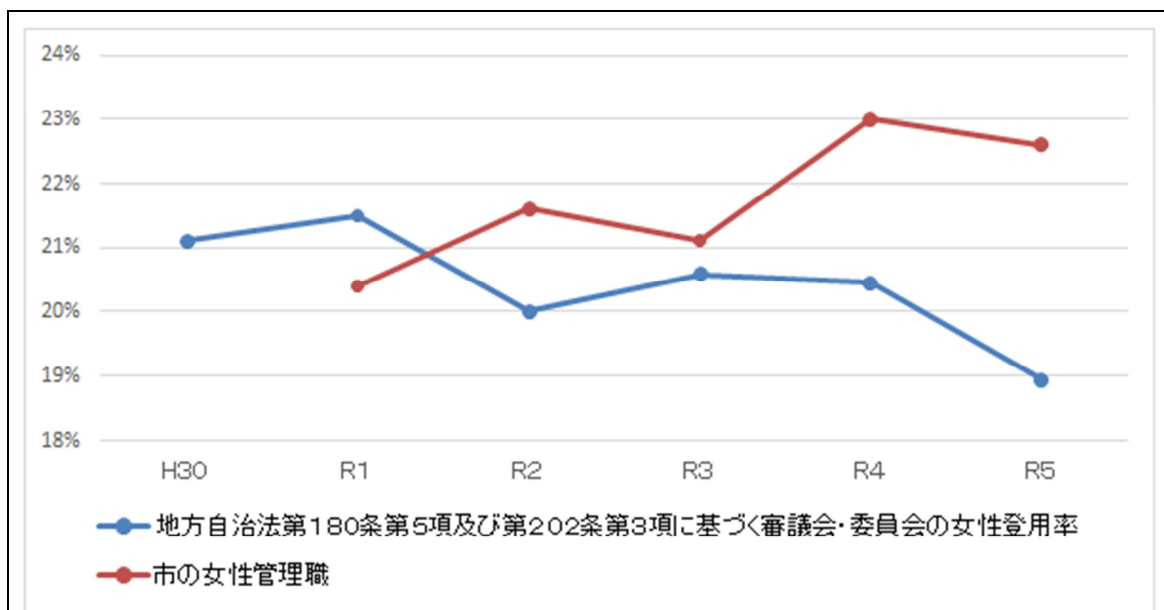


## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進 (女性活躍推進計画)

多様な視点を持って社会情勢の変化に対応できる活力を生み出し、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を実現していくためには、生活のあらゆる場面において男女平等参画の視点が反映されることが重要です。働く場においてはもとより、家庭や地域活動など人々の身近な生活の場にまで男女平等参画の考えが浸透するような取組を進めます。

### 基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

これまで市や市の附属機関の管理職への女性の登用促進に努めてきましたが、今なお十分とはいえない状況にあります。市の管理職の女性登用については、年々増加傾向になっていますが、附属機関の女性の登用については、推薦母体となる団体・業界の代表や管理職等に女性が少ないことが課題となっています。しかしながら、室蘭市では各種審議会・委員会等における女性の登用率が2023年(令和5年)時点で20.6%と国の目標値である30%に届いておらず(図5)、女性の参画は十分とは言えない状況です。そのため、啓発活動や女性リーダーの育成などに取り組み、政策・方針決定過程への女性の登用率向上を図るとともに、企業や団体への啓発活動に取り組みます。



※令和4年4月女性登用状況調査より

図5. 室蘭市の女性の登用状況

施策の方向(1) 審議会等への女性登用促進		主な担当課
①	各種審議会・委員会等への女性の登用率を2033年度までに30%となるよう、その達成に努めます。	関係各課
②	女性委員が一人もない審議会等の解消に努めます。	関係各課
③	各種審議会等の委員の選出方法及び委員の重複登用についての見直しに努めます。	関係各課
④	各種審議会等への女性委員の登用を促進するため、女性リーダーの育成と人材の把握及びリストの整備に努めます。	関係各課
施策の方向(2) 企業・各種機関・団体等への女性の参画促進		主な担当課
①	民間企業・各種団体等に対し政策・方針決定過程への女性の参画を図るよう、その啓発活動に努めます。	産業振興課 地域生活課
②	民間企業・各種団体等における女性の参画状況把握に努めるとともに、情報提供等の啓発を進めます。	産業振興課 地域生活課
施策の方向(3) 市における女性職員の職域拡大と登用促進		主な担当課
①	女性職員の採用・登用及び職域拡大を図るとともに、能力開発に向けた取り組みを推進します。	職員課
②	研修機会の充実を図り、女性職員の管理職への登用促進に努めます。	職員課

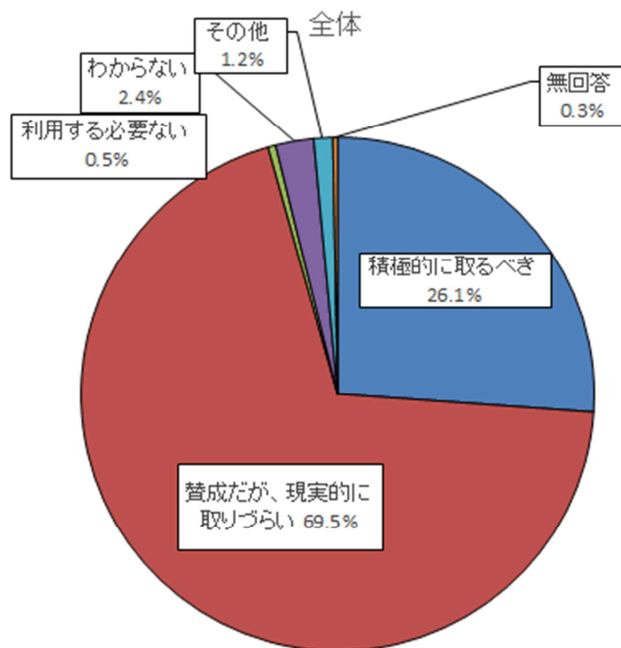
## 基本方向2 家庭生活と職業・地域生活の両立支援

市民アンケートによると、男性の育児休業や介護休業を利用することについて、約70%が「賛成だが、現実的に取りづらい」と感じており、職場などで男性が積極的に家庭に参画しにくい職場環境が根強く残っていることがわかりました。(図6) また、女性が仕事を続けていく上で、障害になることとして、「家庭と仕事の両立が大変」や「男女がともに家事や育児、介護にかかわる」という意識がない」という女性からの意見が多くありました。

(図7)

女性活躍を推進するためには、働く場における意識改革や環境整備を進めることだけではなく、仕事と両立可能な家庭環境の整備も重要です。そのため、男女が共に就業しながらも、主体的に子育てや介護を担う意識を充実させ、仕事・家庭・地域に男女が平等に参画できる体制の整備を図るとともに企業や団体に対して啓発を行います。

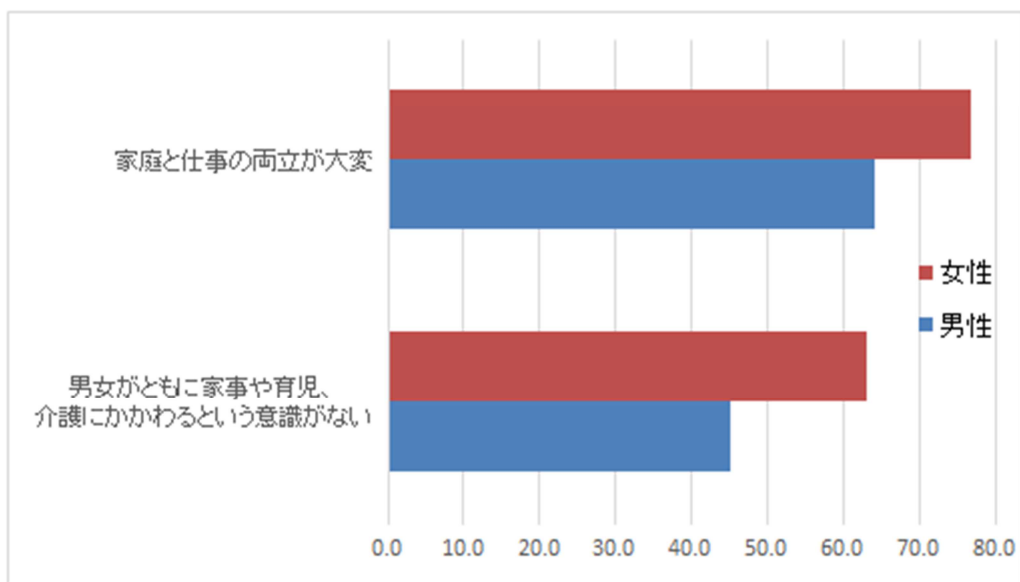
Q 男性が、「育児休業」や「介護休業」を利用することについてどう思いますか。



※令和5年2月市民アンケート調査より

図6. 男性が、法律に基づく「育児休業」や「介護休業」を利用することについて

Q 女性が仕事を続けていく上で、障害になると思うことはどれですか。



※令和5年2月市民アンケート調査より

図7. 男女平等の意識調査について

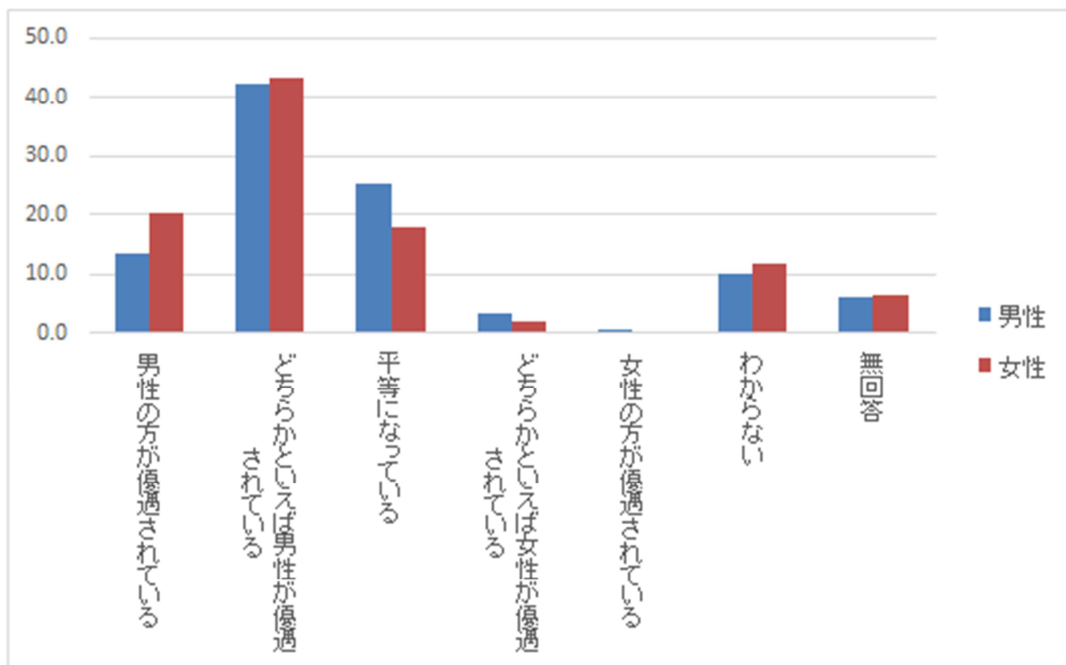
施策の方向(1) 育児や介護への支援体制の充実		主な担当課
①	育児や介護に関する相談に応じ、必要なサービスについて情報提供するなどの支援を実施します。	高齢福祉課 子育て支援課
②	仕事と育児の両立を支援するための地域による子育て支援体制の充実に努めます。	子育て支援課
③	地域ボランティアなどとの連携を図るとともに放課後児童対策の充実及び促進に努めます。	子育て支援課
④	一時保育、延長保育など多様な保育サービスの充実と良好な保育環境の整備に努めます。	子育て支援課
⑤	在宅や施設の介護保険サービスに加え、各種福祉サービスの整備に努めます。	高齢福祉課
⑥	育児・介護休業法や支援制度などの普及・啓発を図り、仕事と育児・介護の両立を支援する体制の整備・促進を図ります。	関係各課
⑦	育児・介護休暇の積極的な活用を促進するため、企業、団体等に対し、職場環境の整備を図るよう働きかけます。	関係各課
施策の方向(2) 家庭生活への男女平等参画の促進		主な担当課
①	固定的な性別役割分担意識の解消など、家事、育児、介護への男女平等参画の意識啓発活動を推進します。	地域生活課 産業振興課
②	男性が家事などの生活技術を習得し、男女平等参画の意識を認識する機会の充実を図ります。	子育て支援課 健康推進課
③	家庭生活に男女が平等に参画できるように在宅就業など、多様な就業形態の普及に努めます。	産業振興課 地域生活課
施策の方向(3) 地域活動に参画できるための環境整備の促進		主な担当課
①	地域活動における男女平等参画推進の啓発に努めるとともに、社会支援体制や職場環境整備の促進に努めます。	地域生活課
②	地域社会で女性がリーダーシップを発揮し、活躍することができるよう、研修機会の充実を図るとともに、男女平等参画に係るリーダー養成研修の充実を図ります。	地域生活課
③	男女共生セミナー等、講座を企画段階から市民参加型とするなど、積極的参画を促すため、環境整備の充実を図ります。	地域生活課
④	男女平等参画を推進するため、胆振地方男女平等参画センターなどの機能充実に努めるほか、社会活動拠点の整備を図ります。	地域生活課

### 基本方向3 働く場における労働環境の整備

室蘭市の女性の就業状況を年齢階級別にみると、30歳代を底とする、いわゆるM字カーブの谷があり、まだ継続就業を希望しながら結婚、出産、育児、介護などにより離職する女性も多い状況です。(図5) また、市民アンケートでも職場において、「どちらかと言えば男性が優遇されている」との回答が多く(図8)、女性が仕事と家庭生活を両立し、女性の意志や考え方を反映させていくためには、地方自治体の政策や企業等の経営における女性の参画を進めるとともに、就労の継続や再就職を支援するなど女性の能力が十分発揮できるよう様々な取組を促進していく必要があります。

そのため、企業や団体に対して就労条件の整備や就業機会の拡大などの啓発活動に努め、男女が共に生き生きと働くことのできる社会の形成を図ります。

Q あなたは職場において、男女は平等になっていると思いますか。



※令和5年2月市民アンケート調査より

図8. 各項目での男女平等調査

施策の方向(1) 職場における男女平等参画の確保		主な担当課
①	募集、採用、配置、昇進等について、男女雇用機会均等法をはじめ、関係法令を遵守するよう企業に働きかけます。	産業振興課 地域生活課
②	男女の能力発揮のための就労条件改善などの取組が促進されるよう、関係機関と連携し、企業に対し啓発活動を推進します。	産業振興課 地域生活課
③	職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のための啓発活動や相談体制の整備の充実に努めます。	産業振興課 地域生活課
④	職場において、母性保護の必要を認め、女性特有の健康状態について配慮し、女性が十分能力と意欲を生かせるような労働環境の整備を図ります。	産業振興課 地域生活課
⑤	公的機関や企業の管理職などを対象とした男女平等参画意識の啓発を図ります。	関係各課
施策の方向(2) 女性の就業機会の拡大		主な担当課
①	雇用確保に関する情報の提供・支援に努めます。	産業振興課
②	女性の職業選択の幅を広げる支援に努める。	産業振興課
③	能力開発や就労意識を高めるため、職業教育・訓練を充実させるとともに、自己啓発機会の提供・援助等に対する支援に努めます。	産業振興課
施策の方向(3) 再就職希望者や非正規労働者等への支援・相談体制の充実		主な担当課
①	再就職や起業のための情報収集・提供を図るとともに、各種相談・支援体制の整備充実に努めます。	産業振興課
②	企業等に対し、非正規労働者等の多様な就業形態について、就業条件の改善・整備の充実に働きかけます。	産業振興課

#### **基本方向4 防災分野における男女平等参画の推進**

防災の取組を進めるに当たっては、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、被災時や復興段階において増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中するなどの問題や男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題を解決するため、男女平等参画の視点から、「事前の備え」、「避難所運営」、「被災者支援等の体制」の確立を図る必要があります。

そのため、計画へ男女平等参画の視点を取り入れるとともに、女性リーダーの育成を図り、多様な意見を反映できるように努めます。

<b>施策の方向(1) 防災分野における女性の参画拡大</b>		<b>主な担当課</b>
①	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を図るとともに、防災問題への取り組みに男女平等参画の視点が反映されるように努めます。	防災対策課
②	地域防災計画等に男女平等参画の視点を取り入れるよう努めます。	防災対策課
<b>施策の方向(2) 防災現場における男女平等参画の推進</b>		<b>主な担当課</b>
①	災害や防災に関する知識の啓発に努め、女性リーダーなどの人材育成を図ります。	防災対策課
②	避難所などにおいて、安全の確保など男女平等参画の視点からの配慮がなされるよう努めます。	防災対策課

## 基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

あらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進等により、男女が等しく個人としての人権が尊重される社会の実現はもちろんのことですが、「男女」とどまらず、年齢も、国籍も、性自認や性的指向に関する事等も含め、多様な人々を包摂する社会を実現し、誰もが尊厳と誇りを持ち安心して生きられるよう取組を進めます。

### **基本方向1 あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）**

暴力は、重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、男女の社会的・経済的な格差の是正も含め、その根絶に向けた対策が必要です。

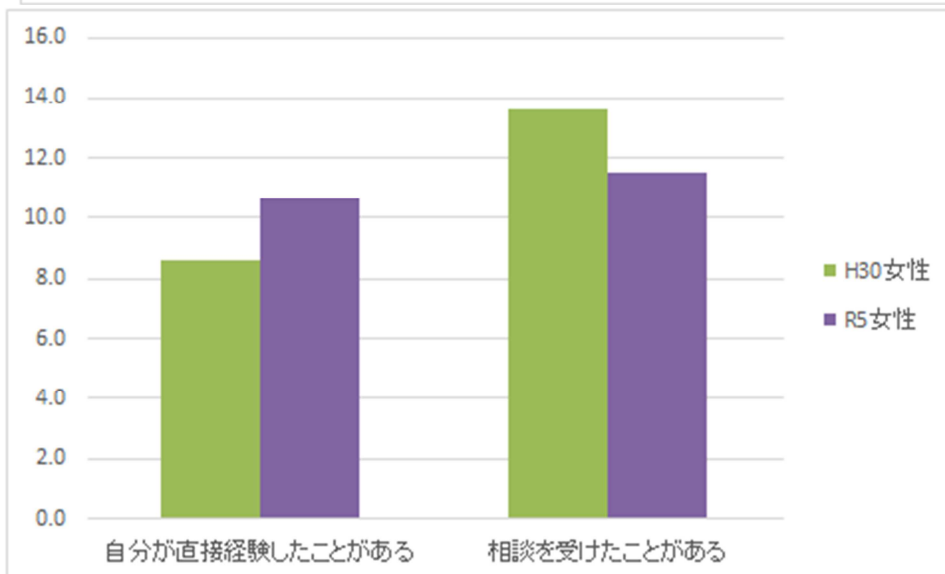
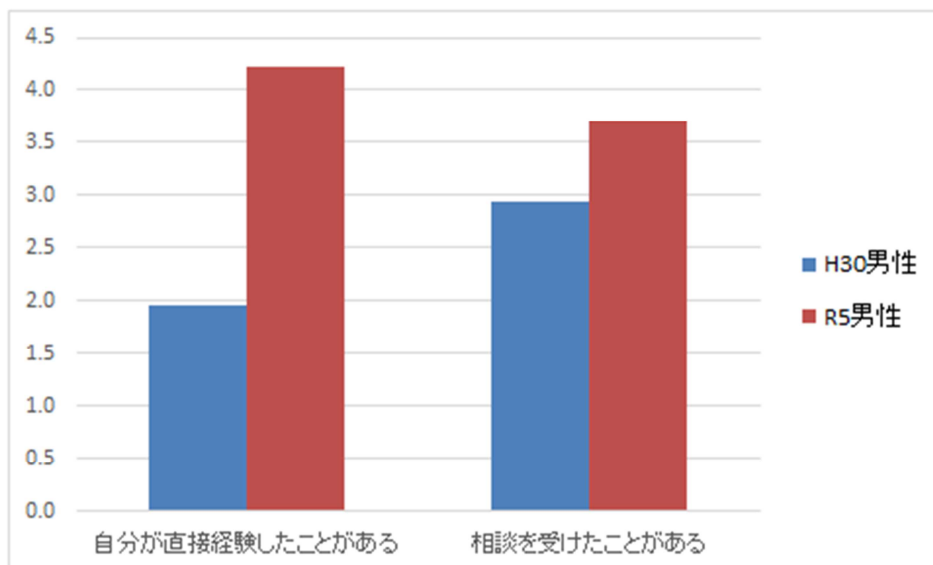
市民アンケートによると、DVについて「自分が直接経験したことがある」と答えた割合は、前回調査よりも上昇していることがわかりました。また、男性の被害経験の増加も目立っており、女性への支援はもちろんのこと、男性や性的マイノリティの方々も含めた全ての被害者への対応が求められます。

室蘭市として今後は、女性のみならず、被害を申告しにくい状況にある男性や性的マイノリティの方々も含めた、より一層の相談体制の充実が求められるとともに、性暴力を未然に防止するため、若い世代に向けた更なる啓発を充実させる必要があります。

そのため、DVや性暴力などあらゆる暴力の防止に向けて、DV等に関する正しい知識・現状を、様々な媒体を利用して、関係部局と連携しながら効果的に周知や啓発を行います。



Q あなたは、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」について、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。



※令和5年2月市民アンケート調査より

図9. 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の調査について

施策の方向(1) あらゆる暴力根絶に対する取組の充実		主な担当課
①	配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクハラ等は犯罪となる行為をも含むという、社会的認識の徹底を図るとともに、法令等に基づき適切な対処に努めます。	地域生活課
②	相談窓口の周知や相談体制を充実するとともに、関係機関と連携して被害者の支援に努めます。	地域生活課 子育て支援課 高齢福祉課

施策の方向(2) 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透		主な担当課
①	セクシャル・ハラスメントや女性に対する暴力など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、啓発の充実に努めます。	産業振興課 地域生活課
②	女性の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等を行い、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課
③	メディアにおける性・暴力表現の問題点を認識できるよう意識啓発に努めるとともに青少年やこれに接することを望まない者からの情報の隔離について取り組みを進めます。	地域生活課

## 基本方向2 子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせる社会

経済情勢の変化に伴い、さまざまな生活上の困難に直面する人が増加しています。

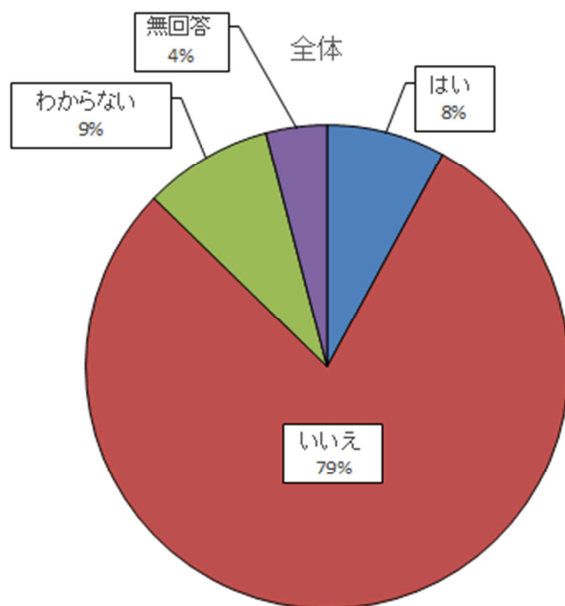
経済的に不安定な状況に陥りやすいひとり親家庭や非正規雇用労働者などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

また、高齢者や障がい者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施などで支援することが求められています。

さらに、市の調査によると、性的少数者と関わった経験がある人、又は、自分自身が性的少数者である人が、8%の割合で存在していることがわかりました。(図10)

全ての市民が共に生涯を通して健康で自立した生活を送れることが求められており、様々な人が地域社会で心豊かに生きがいをもって安心・安全に暮らせる社会の形成に向け、環境整備やサービスの向上を図ります。

Q あなたは性的少数者の人と関わった経験はありますか。又は、あなた自身が性的少数者ですか。



※令和5年2月市民アンケート調査より

図10. 「性的少数者」の調査について

施策の方向(1) 生涯学習機会の提供と充実		主な担当課
①	生涯にわたる学習活動を円滑、効果的に行えるよう、各種講座等の充実を図ります。	生涯学習課
②	市民の身近なところに、学習の場や学習成果を発表する場が確保されるような環境づくりに努めます。	地域生活課 生涯学習課
③	公共施設相互の連携や、他機関との協力関係を推進し、市民の学習機会・内容の充実を図ります。	生涯学習課 地域生活課
施策の方向(2) 健康づくりの推進		主な担当課
①	誰もが生涯にわたり健康に暮らせるよう、ライフステージに応じた健康づくりについて、普及啓発に努めます。	健康推進課 高齢福祉課
施策の方向(3) 生きがいと社会参加の促進		主な担当課
①	高齢者が経験や知識を生かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。	生涯学習課 高齢福祉課
②	ボランティアや就労により、高齢者の社会参加を促します。	高齢福祉課 産業振興課
③	障がいのある人が自らの選択と決定により、参加できる活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるような環境整備に努めます。	障害福祉課

施策の方向(4) 介護サービス等の整備		主な担当課
①	在宅や施設の介護保険サービスに加え、各種福祉サービスの整備に努めます。	高齢福祉課
②	障がいのある人のためのグループホーム等の整備や、居宅生活を支援する訪問系サービスの充実を図ります。	障害福祉課
③	関係機関のネットワークを活用しながら、高齢者を地域全体で支え合う仕組みづくりに努めます。	高齢福祉課
④	ケアラーに対する介護知識や技術の普及を図ります。	高齢福祉課
⑤	介護保険事業者と連携し、研修や情報提供を実施することで介護職員の資質の向上を図ります。	高齢福祉課
施策の方向(5) ひとり親家庭や障がいのある人の生活支援		主な担当課
①	ひとり親家庭に対して、生活の安定や経済的な自立、児童の健全育成などを図るため、支援体制の充実に努めます。	保険年金課 子育て支援課
②	ひとり親家庭の生活上の問題や悩みなどに関し、関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課
③	市民への障がい理解の促進に努め、障がいのある人が地域社会の中で適性に応じ、安心して社会参画できる環境づくりを促進します。	障害福祉課
④	障がいのある人が経済的自立を図るため、技術習得の場の確保や、雇用に関する相談、就労情報の提供充実に努めます。	障害福祉課 産業振興課
施策の方向(6) 相談支援体制の充実		主な担当課
①	日常生活におけるトラブルや、法律に関する相談に対応するため、市民相談体制の充実を図ります。	地域生活課
②	夫からの暴力等による被害者支援のため、相談体制を充実するとともに、自立支援を促進します。	子育て支援課
③	子育てにおける悩みや不安など、気軽に相談できる体制を整備するとともに、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
④	きめ細かい相談に応じるため、関係機関の相談窓口との連携を推進します。	関係各課
施策の方向(7) ひとにやさしいまちづくりの推進		主な担当課
①	ひとにやさしいまちづくり意識の向上を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを推進します。	関係各課
施策の方向(8) 性の多様性を尊重するための支援・環境整備の推進		主な担当課
①	性の多様性の尊重と理解の促進に努めます。	地域生活課

### 基本方向3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利

男女がお互いに身体の特性を理解し思いやりをもって生きることは男女平等参画社会の基本です。女性は特に妊娠・出産や女性特有の健康状態に直面することがあるため、正しい性の知識を身につけ、健康の維持・管理を行うことが必要です。また、女性が安心して子どもを産むことができる環境整備や、心身の状態が大きく変化するライフステージに合わせた健康づくりを支援していくことが必要です。

このことから、性の尊重や母性の重要性について啓発活動の推進に努めるとともに、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利の考え方の浸透を図ります。

さらに、生涯にわたり健康を維持するためには、運動・スポーツ習慣の有無が密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進します。また、男性に比べ女性の運動・スポーツ習慣者の割合が低いことなどの課題に対して、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行っていきます。

施策の方向(1) 「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及促進		主な担当課
①	「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の浸透を図ります。	(教)指導班 地域生活課 健康推進課
②	性の尊重や母性の重要性についての正しい知識の普及に努めます。	(教)指導班 地域生活課 健康推進課
③	HIV/エイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課
施策の方向(2) 女性の健康を脅かす問題への対策の推進		主な担当課
①	ライフサイクルに応じた女性の健康問題に対応するため、相談体制や情報の提供充実に努めます。	健康推進課
②	女性特有の病気や症状に対処するため、プライバシーに配慮した医療サービスに努めます。	(病)医事課
施策の方向(3) 妊娠、出産等に関する健康支援		主な担当課
①	妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康指導と相談体制の充実に努めます。	健康推進課
施策の方向(4) スポーツ分野における男女平等参画の推進		主な担当課
①	スポーツを生活に取り入れ、健康増進とチームワークやリーダーシップの獲得に努め社会への参画を促進します。	生涯学習課

## 基本目標Ⅳ 国際協力と国際交流の推進

諸外国との交流をさらに促進し、各国の文化や生活習慣を理解する教育の推進を図るため、諸外国の情報収集に努めるとともに、より積極的な交流が図られるよう人材育成や学習機会の充実に努めます。

### 基本方向1 国際的な視野からの連携と相互協力の推進

男女平等参画社会の形成は国際社会における取組と密接な関係があり、国際婦人年（1975年）以降、国連を中心として進められてきました。

そのため、男女平等参画社会を考える上で、他国の状況を把握するなど、国際的な視野を持つことは非常に重要であり、他国の文化や生活習慣を尊重できる資質・能力の育成が求められています。

本市において、米国テネシー州ノックスビル市との姉妹都市提携や中国山東省日照市との友好都市提携など、世界との交流を進め、国際的な人材育成や学習機会の充実に努めます。

施策の方向(1) 国際理解教育の推進		主な担当課
①	世界に通じる人材の育成や、室蘭工業大学国際交流センターとの連携等、国際理解教育に努めるとともに、姉妹都市との交流を促進し、相互協力の推進を図ります。	総務課
施策の方向(2) 市内に居住する外国人との交流促進		主な担当課
①	国際的な視点で情報の収集や、学習機会の提供に努め諸外国の状況や取組を理解し、交流促進を図ります。	総務課
②	外国人とともに暮らせる人権に配慮した環境づくりを促進します。	総務課

# 第3章

## 計画の推進

## **1. 計画の推進体制**

### **・市民による推進体制**

男女平等参画の推進には市民をはじめ、企業・市民団体の理解と協力が重要です。本市には男女平等参画基本計画を市民の側から推進することを目的とした「室蘭市男女平等参画推進市民会議」をはじめ、多くの市民団体がある事から、それらと連携を図り、広報・啓発活動を通し、協働で男女平等参画を推進します。

### **・庁内における推進体制**

計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内連絡組織である「室蘭市男女平等参画推進本部」を通じ、市の関係部署が連携して男女平等参画に関する施策に取り組みます。

### **・国・北海道等との連携**

国や北海道など、関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて法律や諸制度の整備や、充実について要請していきます。

## **2. 評価・見直し**

計画の推進状況について、5年を中間年とし、男女平等参画推進市民会議などと意見交換や各種施策の点検評価を行うとともに、市民や企業に対して意識調査を実施し、計画の見直しを行います。これらについて、ホームページなどを活用し、市民に公開します。

## **3. 推進のための取組**

本計画における各種施策を確実に実行し、一人一人が性別にとらわれることなく、安心して豊かに暮らすための取り組みを行い、ジェンダー平等のまちづくりに向け、取り組みを推進していきます。

また、条例制定等を含め、様々な課題について論議していきます。



# 參考資料

## 策定の経緯

庁内推進体制である室蘭市男女平等参画推進本部をはじめ、附属機関である室蘭市社会教育委員の会や市民の側から計画を推進する室蘭市男女平等参画推進市民会議と意見交換を行い、修正を加えてきました。

年・月	区分	会議日程
2023年 2月	市民アンケートの実施	1日～10日 市民アンケート調査期間
4月	市民アンケートの結果報告と現状の課題整理	13日 社会教育委員の会 27日 室蘭市男女平等参画推進市民会議
5月	計画骨子案について	26日 室蘭市男女平等参画推進市民会議
6月		1日 社会教育委員の会
7月	計画素案について	6日 室蘭市男女平等参画推進本部幹事会議 26日 室蘭市男女平等参画推進市民会議
9月	計画素案の修正について	6日 市民会議より意見書提出 20日 室蘭市男女平等参画推進本部幹事会議
10月		25日 室蘭市男女平等参画推進市民会議
11月	計画素案について	20日 室蘭市男女平等参画推進本部会議
12月	計画素案について	〇〇日 市議会民生常任委員会報告
2024年 1月	パブリックコメント	1月〇日～2月〇日 パブリックコメントの募集
2月		
3月	計画案について	〇〇日 市議会民生常任委員会報告

## 市民アンケート結果（概要）

### ○調査設計

(1) 調査対象	室蘭市に居住する16歳以上の男女
(2) 調査数	1,500人（男性715人、女性785人）
(3) 調査方法	郵送
(4) 調査期間	令和5年2月1日～令和5年2月10日
(5) 抽出方法	無作為層化抽出（男女比、年齢比）
(6) 調査基準日	令和5年1月1日

### ○回収結果

	配布数	回収数	回収率
全体	1,500	417	27.8%
男性	716	190	26.5%
女性	784	226	28.8%
性別記載なし		1	

### ○調査結果の概要

- ・前回調査時（平成30年調査）の全体回答率30.9%と比較して、30代～50代で増加しており、（30代：23.2%→25.3%、40代：24.4%→30.8%、50代：25.4%→32.1%）全体の回答率としては-3.1%の回答率減である。
- ・女性が職業を持つことについて、結婚し、子どもができてもずっと続ける方が良いという回答が、前回調査と比較して、男性44.4%→46%、女性32.7%→49.1%と増加しており、昨今の男女平等の意識が浸透され、子どもができて共働きがよいと考えられていることがうかがえた。男性の育児や介護休暇の取得については、「賛成だが、現実的に取りづらい」が全体の69.5%という結果となり、職場等での取得しづらい環境がうかがえる。
- ・前回調査（平成30年調査）と比較して、「男は仕事、女は家庭」という意識について、内閣府調査（令和4年調査）では、男性の反対が58.3%、女性の反対が69.4%に対し、室蘭市では、男性の反対が50%、女性の反対が59%で、内閣府調査より割合が低く、男性が仕事を優先し、女性が家庭に入る意識が強いことがうかがえる。
- ・性的少数者について、全体の50%が「知っている」、「まあまあ知っている」と回答しており、性的少数者の生きづらさを解消するには、75.3%が「社会的な理解が必要」、59.7%が「多様性についての教育」と回答しており、多様性への理解が重要視されていることがうかがえる。
- ・男女の平等観については、職場や政治の場など、さまざまな場所で男性優位と回答している人が男女とも多く、男女平等参画を実現するには「育児・介護休業制度の普及啓発など仕事と家庭の両立を支援する体制整備を図る」ことが大事であると多くの人が考えている。（男性48.9%、女性64.6%）

# 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日 同第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を

策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の

## 形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前



項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 略

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

## 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性  
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の  
職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参  
画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生  
活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及  
び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、  
女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることによ  
り、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が  
尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済  
情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格  
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に  
対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する  
機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を  
反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配  
慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われな  
なければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育  
児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその

他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。  
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその

## 実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同

じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。



#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正

当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役

又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二

十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」

とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）



第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支

援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっ

ては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあ



るのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるた

めの方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する
-----	-----	------------------

		関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条

第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同條第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第一百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

## 男女平等参画行政関係年表（国際婦人年以降）

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
1972年 (昭和47)	■1975年を国際婦人年とすることを宣言			
1975年 (昭和50)	■国際婦人年世界会議（於メキシコシティ）開催 ■「世界行動計画」採択 ■国連婦人の十年（'76-'85）決定	■婦人問題企画推進本部設置 ■婦人問題企画推進会議設置 ■婦人問題担当室設置		
1976年 (昭和51)	■ILO 婦人労働問題担当室設置	■育児休業法施行（女子教員・看護婦・保母を対象） ■民法の一部を改正する法律施行（離婚復氏制度）		
1977年 (昭和52)		■国内行動計画策定 ■国立婦人教育会館開館		
1978年 (昭和53)		■国内行動計画第1回報告書発表	■北海道婦人行動計画策定	
1979年 (昭和54)	■女子差別撤廃条約採択			
1980年 (昭和55)	■国連婦人の十年中間年世界会議（於コペンハーゲン）開催 ■後半期行動プログラム採択 ■女子差別撤廃条約署名式	■国内行動計画第2回報告書発表 ■女子差別撤廃条約への署名決定	■北海道婦人指導員配置（14支庁）	
1981年 (昭和56)	■女子差別撤廃条約発効	■民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行（配偶者の法定相続分の引き上げ） ■国内行動計画後期重点目標発表	■北海道婦人行動計画推進協議会設立	■胆振地方婦人会館開設
1982年 (昭和57)				■婦人リーダー国内派遣研修開催
1983年 (昭和58)		■婦人少年問題審議会 婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告	■北海道婦人の十年中間年全道大会（於札幌市）開催	■室蘭・登別・伊達三市合同婦人リーダー国内派遣研修開催
1984年 (昭和59)	■ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議（於東京）開催	■総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	■「北海道の婦人」発行 ■生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局を設置 ■北海道婦人行動計画後期推進方策策定	
1985年 (昭和60)	■国連婦人の十年ナイロビ世界会議開催 ■「婦人の地位向上のためのナイロビ成長戦略」採択	■国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行（国籍の父母両系主義等） ■男女雇用機会均等法成立 ■女子差別撤廃条約批准	■ナイロビ世界会議 NGO フォーラム参加 ■北海道婦人問題研究懇話会（昭和44年設置）を北海道女性会議に改組 ■「女性さみっと 2/2 の世界へ」開催	

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
1986年 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 婦人問題企画推進有識者会議設置</li> <li>■ 男女雇用機会均等法施行</li> <li>■ 国民年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総務部総務課に婦人対策窓口を設置</li> <li>■ 婦人行政連絡会議を設置</li> </ul>
1987年 (昭和62)		■ 西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	■ 北海道女性の自立プラン策定	■ 女性行政の施策概要創刊
1988年 (昭和63)			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活福祉部へ青少年婦人室を設置</li> <li>■ 審議会等への女性委員の登用目標率20%に改定</li> </ul>	
1989年 (平成元)	■ 1994年を国際家族年とすることを採択			
1990年 (平成2)	■ 「ナイロビ成長戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	■ 西暦2000年に向けての新国内行動計画の見直し方針決定		
1991年 (平成3)	■ 海外経済協力基金(OECD)「開発と女性」配慮のための指針策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 育児休業法成立</li> <li>■ 西暦2000年に向けての新国内行動計画第1次改定</li> </ul>	■ 北海道女性プラザ開設	■ 女性担当を婦人会館へ
1992年 (平成4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 育児休業法施行</li> <li>■ 婦人問題担当大臣任命</li> </ul>		
1993年 (平成5)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催</li> <li>■ 中学校での家庭科の男女必修実施</li> <li>■ パートタイム労働法成立・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 青少年婦人室を青少年女性室に改称</li> <li>■ 北海道婦人指導員を北海道女性指導員に改称</li> </ul>	
1994年 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(於ジャカルタ)開催</li> <li>■ 国際人口開発会議(於カイロ)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高等学校での家庭科の男女必修実施</li> <li>■ 男女共同参画室設置</li> <li>■ 男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	■ 「北海道の女性」発行	
1995年 (平成7)	■ 第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(於北京)開催「北京宣言及び行動綱領」採択	■ 育児休業法改正(介護休業制度の法制化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 青少年女性室を女性室に改組</li> <li>■ 北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組</li> <li>■ 北海道男女共同参画推進本部の設置</li> </ul>	■ 室蘭市女性に関する意識調査の実施
1996年 (平成8)		■ 男女共同参画2000年プラン策定		
1997年 (平成9)		■ 男女雇用機会均等法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北海道男女共同参画プラン策定</li> <li>■ 北海道女性指導員を北海道男女共同参画推進員に改称</li> <li>■ 「女性に対する意識調査」発行</li> </ul>	■ 女性担当を総務部から教育委員会へ委任



	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
1998年 (平成10)		■男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	■「北海道国際女性フォーラム」開催	■室蘭市総合計画に「男女共同参画社会の実現を目指す」ことを明記
1999年 (平成11)		■男女共同参画社会基本法施行 ■食糧・農業・農村基本法公布・施行	■「北海道の女性」発行	
2000年 (平成12)	■国連特別総会女性2000年会議(於ニューヨーク)開催	■男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■男女共同参画基本計画策定	■北海道男女共同参画懇話会「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書	■男女共同参画計画担当新設
2001年 (平成13)		■内閣府男女共同参画局設置 ■男女共同参画会議設置 ■閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ■配偶者暴力防止法施行 ■育児・介護休業法一部改正	■「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 ■北海道男女平等参画推進条例施行 ■女性室を男女平等参画推進室に改組 ■北海道男女共同参画推進本部を北海道男女平等参画推進本部に改組 ■北海道男女共同参画推進員を北海道男女平等参画推進員に改組 ■北海道男女平等参画審議会設置	■室蘭市男女共同参画計画提言懇話会設立
2002年 (平成14)			■北海道男女平等参画基本計画策定 ■北海道立女性相談援助センターに配偶者暴力相談支援センターの業務を開始	■男女共同参画計画に関する市民アンケート実施
2003年 (平成15)		■男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ■少子化社会対策基本法施行 ■次世代育成支援対策推進法施行	■男女平等参画に関する意識調査発行 ■北海道男女平等参画推進本部「男女平等参画に関する指標及び参考項目」決定	■室蘭市男女共同参画計画提言懇話会「提言書-男女平等参画社会の実現に向けて」提出 ■室蘭市男女平等参画計画策定委員会設置
2004年 (平成16)		■男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ■配偶者暴力防止法改正(12月施行) ■同法に基づく基本方針の策定	■北海道男女平等参画チャレンジ賞創設	■室蘭市男女平等参画基本計画策定
2005年 (平成17)	■第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(於ニューヨーク)開催	■改正育児・介護休業法施行 ■第2次男女共同参画基本計画策定 ■女性の再チャレンジ支援プラン策定		■室蘭市男女平等参画推進本部設置 ■室蘭市男女平等参画推進市民会議設立

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
2006年 (平成 18)	■東アジア男女共同参画担当大臣会合(於東京)開催	■男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ■男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する提案-仕事と生活の調和を可能とする働き方の見直しについて」 ■男女雇用機会均等法改正	■北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定 ■男女平等参画室を生活局参事に改組 ■道立女性プラザの管理に指定管理者制度導入	■胆振地方婦人会館を胆振地方男女平等参画センターに改称 ■胆振地方男女平等参画センターに指定管理者制度導入 ■女性担当を胆振地方男女平等参画センターから移動 ■胆振地方男女平等参画センターに男女平等参画推進プラザの設置 ■室蘭市男女平等参画推進市民会議提言「まちづくりに男女平等参画の視点を」
2007年 (平成 19)	■第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(於インド)開催	■「仕事と生活の調和憲章」及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■改正男女雇用機会均等法施行 ■配偶者暴力防止法改正(20年1月施行)		
2008年 (平成 20)		■男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ■厚生労働省決定「新待機児童ゼロ作戦」 ■次世代育成支援対策推進法改正 ■改正配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定	■第2次北海道男女平等参画基本計画策定	
2009年 (平成 21)		■育児・介護休業法の一部改正 ■男女共同参画会議に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問	■第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定	
2010年 (平成 22)		■「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ■第3次男女共同参画基本計画策定	■生活局参事をくらし安全局くらし安全推進課男女平等参画グループに改組 ■住民に光をそそぐ交付金事業の開始	■室蘭市男女平等参画推進市民会議提言「男女平等参画社会の実現に向けて」
2012年 (平成 24)		■閣議決定「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」		
2013年 (平成 25)				■男女平等参画に関する市民アンケート実施
2014年 (平成 26)			■第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援等に関する基本計画策定	■第2次室蘭市男女平等参画基本計画策定

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
2015年 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」) (於 ニューヨーク)開催</li> <li>■「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)施行(10年間の時限立法)</li> <li>■第4次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性の活躍支援センター開設</li> </ul>	
2016年 (平成28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女雇用機会均等法改正</li> <li>■育児・介護休業法改正</li> <li>■女性活躍推進法施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■北海道女性活躍推進計画策定</li> </ul>	
2017年 (平成29)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■「未来投資戦略2017」閣議決定</li> </ul>		
2018年 (平成30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「W20(Women20)」日本開催(「国際女性会議WAW!」と同時開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行</li> <li>■働き方改革関連法公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第3次北海道男女平等参画基本計画策定</li> </ul>	
2019年 (平成31/ 令和元)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性活躍推進法改正</li> <li>■配偶者暴力防止法改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女平等参画に関する市民アンケート実施</li> </ul>
2020年 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第64回国連婦人の地位委員会/「北京+25」(ニューヨーク)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改正労働施策総合推進法公布</li> <li>■第5次男女共同参画基本計画決定</li> </ul>		
2021年 (令和3)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正</li> <li>■育児・介護休業法の改正</li> </ul>		
2022年 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性活躍推進法施行</li> <li>■育児・介護休業法施行</li> <li>■AV出演被害防止・救済法施行</li> <li>■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■室蘭市男女平等参画推進市民会議提言「男女平等参画推進に関する提言」</li> </ul>
2023年 (令和5)			<ul style="list-style-type: none"> <li>■「第3次北海道男女平等参画基本計画」の「具体的な取組」の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■男女平等参画に関する市民アンケート実施</li> <li>■男女平等業務の担当を教育委員会から生活環境部へ移管</li> </ul>
2024年 (令和6)				<ul style="list-style-type: none"> <li>■第3次室蘭市男女平等参画基本計画策定</li> </ul>